

別 紙

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 携帯電話・スマートフォン等の電源は、必ず切ってください。
- 2 会場内で、ビデオ、カメラ、ＩＣレコーダー等による撮影、録音はできません。
- 3 審議における言動に対し、発言、賛否の表明、拍手等を行うことはできません。
- 4 銃刀類をはじめとする危険物、プラカード・旗・のぼり・横断幕等の持ち込みはできません。
また、会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用もできません。
- 5 その他、会場内では静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。
また、審議会会長及び事務局職員の指示に従ってください。

＊ 上記事項に反する行為を行う場合は、退去を命ずることがあります。

山 梨 労 働 局